

伊賀市若者交流拠点応援補助金の創設

事業内容

事業目的

・市内の若者が地域の担い手となる意識を持つ地域創造人材となることをめざし、その交流拠点となる場の維持を目的に、交流拠点を運営する団体等に若者への学習環境の提供等の事業に必要な経費の一部を補助する制度を創設する。

補助対象事業等

・若者が学習や地域住民との交流をするための拠点として市内に設置した施設で、学習環境の提供や地域住民との交流活動を行っている団体等
・年間を通じておおむね週3日以上、1日2時間以上開設されていること

補助対象経費

・補助対象事業に係る経費のうち、交流拠点の維持に要する光熱水費(電気、ガス、灯油、水道等)、通信費(電話、インターネット接続等)で市長が適当と認めるもの

補助金の額

・補助対象経費の1/2(上限30万円)
※補助対象期間は、申請日の属する月の1日から、その年度の3月31日まで
※補助対象期間が12カ月に満たない場合の補助金の上限は1カ月25,000円
※補助対象事業以外の事業を実施している場合は実施時間の割合で計算

施行日

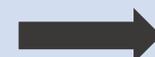
・2024(令和6)年4月1日
※2024(令和6)年度は、6月30日まで12か月分(4月1日からの補助対象期間分)の申請が可能です。

事業イメージ

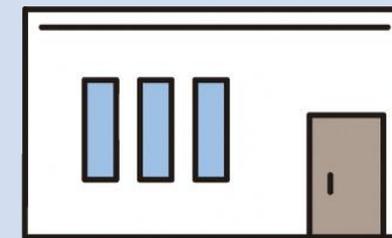
交流拠点の維持に要する
経費に補助
(光熱水費、通信費)



伊賀市若者交流
拠点応援補助金



補助対象事業



若者への学習環境
の提供
地域住民との交流
活動の場